

著作権は身近な権利

INPIT 長野県知財総合支援窓口 久保 順一

1. はじめに

最近「鬼滅の刃」グッズの無許可販売、「はらぺこあおむし」の無断改変、音楽教室の著作権料訴訟など著作権に関する事件が新聞に取り上げられています。そこで、著作権の理解のために、内容や動向を身近なトピックスを交えて説明します。



2. 著作権とは

著作とは、思想又は感情を創作的に表現することで、文芸・学術・美術・音楽の範囲に属します。権利内容を以下に記します。

【図1】著作権の内容

項目	内容
権利期間	著作者の死後70年、著作者不明の場合や映画は、公表後70年 (注：冒頭の「アマビエ」は、公表後175年経過し著作権消滅)
対象	① 論文、小説等、音楽、美術、建築、写真、コンピュータプログラム ② ①を元に創作した二次的著作物 ③ 事典・新聞・雑誌等の編集著作物
著作権 (①と②(著作者人格権)を合わせた権利)	① 複製権、上演・演奏権、上映権、公衆送信・伝達権、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳・翻案権、二次的著作物の利用権 ② 公表権、氏名表示権、同一性保持権

3. 裁判数の変遷

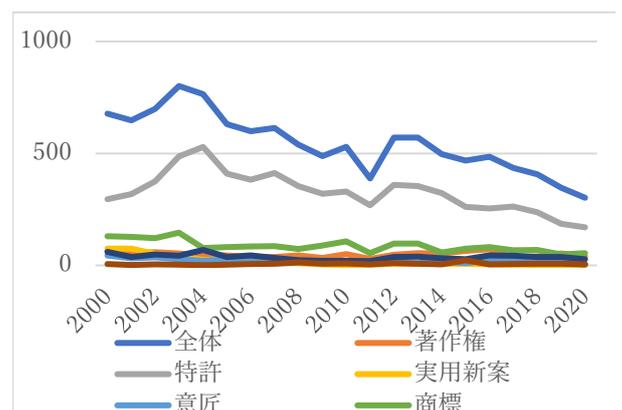
知的財産に関する裁判数は、2000年以降では2003年が801件で最も多く、徐々に減少して、昨年(2020年)には302件と半分以下に減少しています。

著作権については、増減は見られるもののほぼ一定の件数が続いています。昨年の全件数に占める比率は12パーセントです。

【図2】著作権裁判数



【図3】知財裁判数の変遷



4. 最近のトラブル事例

地元の某新聞に掲載された記事の数を見ると、2019年71件、2020年83件です。そして、本年5月には1か月間で16件と急増しています。それらの中から、身近な内容を紹介します。

① はらぺこあおむし風刺画事件（2021. 6）

著名な海外絵本画の胴体部分をそのまま使用し、顔の部分だけを時の話題の人の顔に置き換えた風刺画が某大手新聞に掲載され話題になりました。これは著作者人格権を侵害する可能性が高いものです。

② 音楽教室の演奏に著作権料（2021. 3）

2020年の東京地方裁判所判決では、音楽教室での講師や生徒の演奏は著作権の対象であり、日本音楽著作権協会（JASRAC）が楽曲の使用料を徴収することを認めました。控訴審の2021年3月の知財高等裁判所判決で、教師側の演奏は使用料の対象になるが、10人以下に対する生徒の演奏は徴収の対象にならないと一部変更されました。

③ テレビ画像の一部を他のサイトに無断利用（2021. 5、6）

女性アスリートの競技画像を切り取り、コメントを付けてアダルトサイトに掲載した作成者が逮捕されました。

④ 「鬼滅の刃」の無断使用（2021. 3、2021. 6）

キャラクターや画像の無断使用が話題になっています。

- ・高校生がキャラクターのキーホルダーを海外サイトから仕入れて販売
- ・19歳の少年が複製ポスターをフリーマーケットアプリで販売

5. 著作権フリーに注意

ネットに掲載されているフリー画像でも著作権フリーとは限りません。裁判でも争われたことがあります。東京地裁判決では、「仮に、被告が本件写真をフリーサイトから入手したものだとしても、識別情報や権利関係の不明な著作物の利用を控えるべきことは、著作権等を侵害する可能性がある以上当然である」として、「被告は、原告に対し、19万6400円及びこれに対する平成26年1月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え」とし、加えて裁判費用の7割を支払うように判事しています。

フリーサイトから取得したので著作権フリーだと信じていたという言い訳は通用しません。使用する場合には、慎重な確認・調査と対応が必要です。

6. 契約による保護の方法

営業で使用したり人に見せるものは、著作権の確認や許諾を得る必要があります。デザイナーに依頼して作成したものであっても注意が必要です。また、既に存在しているものを変更しても似ている場合には権利範囲に含まれる可能性があります。なお、著作者には作品を無断で変更・切除その他の改変をされない権利（同一性保持権）があり、変更・切除その他の改変を行う場合には、事前に著作者の承諾を得ることが前提とされています。

お互いに納得して著作物を使用するためには、それらを踏まえた契約を締結してお

くことが望ましいとされています。

文化庁では、インターネットで契約書作成支援システムを公開し、以下の項目を決めておくよう例示しています。

【図4】契約時に決めておく項目例（文化庁）

契約書作成場面（例）	著作権として決めておく項目
<ul style="list-style-type: none"> ・ポスターパンフレットなどの作成（イラストの作成） ・ビデオ（企業紹介等）の撮影 ・写真の撮影 ・原稿の執筆 	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ、タイトル ・納入形式 例：CD-ROM、DVD ・納入物の返却の有無 ・著作権の帰属＝依頼者に移転させるか？ ・利用目的 例：印刷物、ホームページ ・氏名表示の有無、表示する場合の著作者名 ・対価（※上記取り決めによって変わります。）

公開されている契約書のひな形を確認すると、発注者側に有利なものが多いのが現状です。著作権は譲渡され、著作者人格権（同一性保持権や氏名表示権）は行使しないとすものも多く、不公平を招きかねない状況になっています。

これに対する政府の姿勢は、平成29年（2017年）7月25日の閣議決定「平成29年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」により、国等が物件及び役務の発注に当たっては、「知的財産権の財産価値について十分に留意した内容とするように努めるものとする。」が加えられました。これに基づいて経済産業省中小企業庁が官公庁に啓発のチラシを交付し徹底を図っています。

7. 商標権と著作権

キャラクターやマークを商品や役務に使用する場合、商標権として登録できます。商標登録は出願内容（+類似範囲）が権利として認められたこととなります。しかし、人や動物のキャラクターは多くの動きや形態があり、それらをカバーしようとする件数が無限に増えてしまい、実際には不可能です。

そこで、基本のイメージは商標で登録し、動きや衣服等の変更対応は著作権として主張しカバーする場合があります。

長野県のPRキャラクター「アルクマ」も登録は1件のみ、熊本県の「くまモン」も商標登録上は、右の1つの形態のみです。アルクマには多数のバリエーション、くまモンには23の基本形態がありますが、各県で作成した規定によると、著作権の対象になるとして模倣や独自の変更を防止しています。

長野県においては、長野県の権利であること、使用には許諾を得て、「長野県PRキャラクター『アルクマ』」と「©長野県アルクマ」（営利目的の場合には許諾番号も）を対象物に明示すること、改変しないこと等が「長野県PRキャラクター『アルクマ』の使用に関する規程」によって定められています。

このように著作権は、審査や登録の手続きはされないが、幅広い内容での主張が可能な権利であり、市場の秩序維持に貢献しています。

【図5】キャラクター



長野県PRキャラクター「アルクマ」



8. まとめ

著作権は、意識していなくとも身の周りに数多く存在しています。そのため、誰でも自由に使えるような気がしてしまいがちですが、実際には多くの制約があります。他人の創作を安易に使うのではなく、権利として注意や尊重する必要があります。このことは、身を守ると共に、人権を尊重し、ひいては文化・経済の発展に繋がります。

INPIT 知財総合支援窓口は知的財産権としてこれらの権利を守ると共に、産業の発達に寄与すべく支援を行いますので、ご活用をお願い致します。

(原稿作成 2021年6月)